

関西圏および山陽圏の学生等向け就業関連イベント企画・運営業務委託仕様書

1. 業務委託名

関西圏および山陽圏の学生等向け就業関連イベント企画・運営業務

2. 仕様書の目的及び適用範囲

- (1) この仕様書は、中海圏域就業支援連携事業推進協議会（以下「発注者」という。）が実施する本業務を受託するもの（以下「受注者」という。）が行う、基本的な事項を示すものである。
- (2) 本業務に用いた資料等は全て明確にしておき、発注者の要求があった場合は速やかに説明できるようにしておくこと。
- (3) 受注者は本業務の内容や本業務により知り得た内容について、機密を守り、許可なく公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本業務の実施にあたって、次の項目に関する費用は受注者の負担とする。
 - ・業務上、受注者の不注意により生じた費用
 - ・業務の実施にあたり、受注者が第三者に損害を及ぼした場合の費用

3. 業務目的

主に関西圏および山陽圏に進学や就職している松江市、米子市、安来市、境港市（以下、構成4市という）出身の学生から概ね30歳前後の若手社会人（以下、学生等という）に対して、「構成4市での就職も良いな」と感じてもらえる機会を提供することで、就職や転職活動において構成4市での就業を促進することを目的とする。

4. 委託期間

契約日の翌日から令和7年3月31日

5. 委託内容

(1) イベントの企画・運営

- ・ 関西圏（主に大阪府、京都府、兵庫県）と山陽圏（主に広島県、岡山県）へ進学または就職した構成4市出身の学生等を対象としたイベントを1回以上開催すること
- ・ イベント会場は関西圏、山陽圏、構成4市内のいずれかの場所での対面形式とし、オンラインのみでの開催は不可とする。ただし、対面とオンラインのハイブリッド開催は可能とする
- ・ 集客目標は60名程度とし、複数回イベントを開催する場合は合計60名程度とする
- ・ 参加者が構成4市の一部に偏らないよう企画内容や集客方法について工夫すること
- ・ 参加者に対してアンケートを実施すること
- ・ 構成4市内の事業所で働く人と交流する内容を盛り込むこと
- ・ イベントの運営に必要なスタッフ等の運営体制を用意すること

- ・ 登壇者や事業者の旅費等の負担が必要な場合は業務委託費の中から支出すること
- ・ 参加申し込みの受付と管理を行い、当日の案内の連絡等フォローアップを行うこと
- ・ 参加者の写真など肖像権に関する取り扱いについて留意し、記録や今後の広報媒体で使用する可能性がある旨を本人に予め通知して、承諾を得ること
- ・ 契約締結後、イベント開催まで2週間に1回を目安に発注者と進捗確認のミーティングを行うこと

(2) 情報発信

- ・ 対象者に対して広く情報発信に努めること

5. 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

6. 業務完了報告書の提出と提出期限

受注者は、事業終了後20日以内に、それぞれ業務完了報告書を2部作成し、A4サイズで提出すること。

業務完了報告書には、次の内容を含むものとする。

- ・ 事業概要
- ・ 事業の目標・成果指標
- ・ 事業実施体制
- ・ 参加者等の属性
- ・ 事業内容及び成果
- ・ 課題検証と今後の体制整備に関する提案
- ・ 収支報告 等

7. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 個人情報の保護に関する法律
- (2) 松江市財務規則
- (3) その他関係法令及びガイドライン

8. 秘密の保持等

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

9. 無断複製及び持ち出しの禁止

受注者は、発注者の保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、発注者内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、発注者の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに発注者に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

10. 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

- (1) 当該業務の受注者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。
- (2) 受注者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で発注者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、発注者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、発注者の使用権及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受注者は、発注者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、発注者以外の第三者に譲渡しないこと。
- (4) 受注者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受注者以外の者の著作物（以下「原著物」という）である場合には、原著作者説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著物の原著作者と発注者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受注者の責に帰する事由により原著物の原著作者等と発注者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受注者が負うこと。
- (6) 発注者から提供する既存の情報については、著作権は発注者に帰属するものとする。

11. その他留意事項等

- (1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。
- (2) 個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年松江市条例第43号）によるものとする。
- (3) 受注者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。

- (5) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

1 2. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。